

健保改正① ★★

入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額の引上げ

法 85 条 2 項, H. 29 告示 239 号関係

平成 30 年 4 月 1 日施行

概要

平成 30 年 4 月 1 日から、一般所得者に係る食事療養標準負担額が、1 食につき、「360 円」から「460 円」に引き上げられた。引上げ後の食事療養標準負担額は、次表のとおりである。(H.29 告示 239 号)

<改正後の食事療養標準負担額>

区 分		食事療養標準負担額 ※ 1
①	一般所得者 (②~④のいずれにも該当しない者)	1 食 460 円
②	③又は④のいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等及び指定難病の患者 ※ 2	1 食 260 円
③	低所得者Ⅱ (市町村民税 非課税者等)	減額申請を行った月以前の 12 カ月以内の入院日数が 90 日以下の者 ※ 3
		減額申請を行った月以前の 12 カ月以内の入院日数が 90 日を超える者 ※ 3
④	低所得者Ⅰ (被保険者及びすべての被扶養者の所得が一定基準に満たない 70 歳以上の高齢受給者等)	1 食 100 円

※ 1 : 1 日の食事療養標準負担額は、3 食に相当する額が限度となる。

※ 2 : 児童福祉法に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける小児慢性特定疾病児童等及び難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する指定特定医療を受ける指定難病の患者である一般所得者は、1 食につき 260 円となる。

※ 3 : 入院日数は、医療保険各法 (健康保険法, 国民健康保険法, 船員保険法, 国家公務員共済組合法, 私立学校教職員共済法及び地方公務員等共済組合法) 及び高齢者医療確保法における入院日数を合算した日数をいう。

コメント

一般所得者に係る食事療養標準負担額は、従来は、1 食につき 260 円であったが、平成 28 年の改正により、平成 28 年度から 1 食につき 360 円、平成 30 年度から 1 食につき 460 円へと段階的に引上げることとされていたものである。

健保改正② ★★★

入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額の改正

法 85 条の 2 第 2 項，則 62 条の 3，H.29 告示 239 号関係
平成 29 年 10 月 1 日，平成 30 年 4 月 1 日施行

概要

1. 生活療養標準負担額の減額対象者に，「境界層該当者」が追加された。
2. 生活療養標準負担額に係る食費と居住費（光熱水費）が引き上げられた。

解説

1. 生活療養標準負担額の減額対象者の追加

生活療養標準負担額の減額対象者に，「食費及び居住費について 1 食につき 100 円，1 日につき 0 円に減額したとすれば，生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる者（以下「境界層該当者」という。）」が追加された。（則 62 条の 3）

2. 生活療養標準負担額に係る食費及び居住費の引き上げ

- (1) 「入院医療の必要性の高い患者，指定難病の患者」以外の者に係る居住費については，1 日につき「320 円」から「370 円」に引き上げられた。（H.29 告示 239 号）
- (2) 「入院医療の必要性の高い患者」に係る生活療養標準負担額は，従来，食事療養標準負担額と同額であり，居住費の負担は 0 円であった。改正により，一般所得者の食費が引き上げられ，居住費についても 1 日につき 370 円を負担することとされた。（H.29 告示 239 号）

※：「入院医療の必要性の高い患者」とは，病状の程度が重篤な者又は常時のもしくは集中的な医学的処置，手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める者のことである。

コメント

今回の改正は，介護保険施設における居住費負担額が，平成 27 年 4 月に，1 日につき，320 円から 370 円に引き上げられたことに伴うものである。なお，「指定難病の患者」については，境界層該当者を除き，生活療養標準負担額は改正されていない。

法改正ゼミ

3. 生活療養標準負担額

(1) 「入院医療の必要性の高い患者、指定難病の患者」以外の者

* が改正箇所

区 分		食費（1食あたり）		居住費（1日あたり）	
		改正前	改正後	改正前	改正後
一般所得者	生活療養Ⅰ	460円	460円	320円	370円
	生活療養Ⅱ	420円	420円		
70歳未満	70歳以上				
低所得者	低所得者Ⅱ	210円	210円	320円	370円
—	低所得者Ⅰ	130円	130円	320円	370円
境界層該当者			100円		0円

※1 「生活療養Ⅰ」は、食事の提供が、管理栄養士又は栄養士による適切な栄養量及び適時・適温の食事の提供が行われている等の基準を満たす場合が該当する。

※2 「低所得者Ⅰ」、「低所得者Ⅱ」は、市町村民税非課税者等が該当する。

※3 「低所得者Ⅰ」は、被保険者及びすべての被扶養者の所得が一定基準に満たない70歳以上の高齢受給者等が該当する。

※4 1日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、3食に相当する額を限度とする。

(2) 「入院医療の必要性の高い患者」

区 分		食費（1食あたり）		居住費（1日あたり）	
		改正前	改正後	改正前	改正後
一般所得者	生活療養Ⅰ	360円	460円	0円	370円
	生活療養Ⅱ	360円	420円		
70歳未満	70歳以上				
低所得者	低所得者Ⅱ	210円*	210円*	0円	370円
—	低所得者Ⅰ	100円	100円	0円	370円
境界層該当者			100円		0円

*：減額申請を行った月以前の12カ月以内の入院日数が90日を超える場合は160円。

(3) 「指定難病の患者」

区 分		食費（1食あたり）		居住費（1日あたり）	
		改正前	改正後	改正前	改正後
一般所得者		260 円	260 円	0 円	0 円
70 歳未満	70 歳以上				
低所得者	低所得者 II	210 円 *	210 円 *	0 円	0 円
—	低所得者 I	100 円	100 円	0 円	0 円
境界層該当者			100 円		0 円

* 減額申請を行った月以前の 12 カ月以内の入院日数が 90 日を超える場合は 160 円。

4. 「一般所得者（生活療養 I）である被保険者」の改正後の生活療養標準負担額

区 分		食 費	居住費
①	②, ③に該当しない者	1 食 460 円	1 日 370 円
②	病状の程度が重篤な者	1 食 460 円	1 日 370 円
③	指定難病の患者	1 食 260 円	0 円
※	境界層該当者	1 食 100 円	0 円